

◆弊社より派遣労働者として働くみなさまへ

2020年4月に、働き方改革関連法による「改正労働者派遣法」が施行されました。
この改正労働者派遣法により、派遣元事業主は、

1. 「派遣先均等・均衡方式」

→派遣先の通常の労働者との均等・均衡待遇の確保

2. 「労使協定方式」

→一定の要件を満たす労使協定による待遇の確保

※「労使協定方式」は、「同種の業務に従事する一般労働者の賃金」と同等以上であることが要件。

上記（1 か 2）、いずれかの待遇決定方式によって、派遣労働者の待遇を確保しなければなりません。

弊社では、2「労使協定方式」を採用し、派遣労働者のみなさまの賃金及び賃金以外の待遇を決定しています。また、弊社より派遣労働者として勤務されているみなさまの「労使協定」については、派遣開始前、契約関係書類をお渡しする際にご説明いたします。

<労使協定の対象となる派遣労働者の範囲>

労働契約期間の有無によらず、派遣先の業務に派遣就業する全従業員。

<対象期間>

2021年4月1日-2022年3月31日までの1年間

厚生労働省HPに詳細がありますので、参考にご確認下さい。

<派遣労働者の同一労働同一賃金について>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077386_00001.html?_fsi=Op6jZNQr